

糸魚川市情報サービス業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるIT系企業等の立地促進を図るため、市内の賃貸オフィスに新たにサテライトオフィスを設置する情報サービス業等の企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人、団体、個人等をいう。
- (2) サテライトオフィス 企業等が拠点事務所から離れた場所に設置するオフィスであり、遠隔勤務ができるよう通信機能等を整えた事務所をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所（事務所又は営業所をいう。）を有していない市外の企業等であって、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に開設するサテライトオフィス（以下「開設オフィス」という。）で行う事業が、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める次のいずれかの事業に該当すること。
 - ア 情報サービス業
 - イ インターネット付随サービス業
 - ウ 映像情報制作・配給業
 - エ デザイン業
 - オ 広告業（インターネット広告業に限る。）
 - カ 建築設計業
 - キ 通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る。）
 - ク コールセンター業

- (2) 本市に住所を有する常用勤務者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であって、開設オフィスに勤務するものをいう。以下同じ。）が1人以上いること。
- (3) 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借の契約を締結していること。
- (4) 開設オフィスでの事業を開始しており、前号の契約を締結した日から1年以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者ではない。

- (1) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の貸金業をいう。）を行う者
- (2) 商品先物取引に関する事業を行う者
- (3) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項の連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項の訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第3項の電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業を行う者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、開設オフィスで行う事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者その他補助金を交付することが不相当と認められる者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、開設オフィスの賃貸借に要する経費（共益費及び駐車場料金を含む。敷金、礼金その他これらに類する経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、国、県その他の団体から助成等を受けている場合は補助対象経費から当該助成等の額を除き、開設オフィスが住居を兼ねている場合は開設オフィス部分に係る経費に限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満

の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、月額50,000円を上限とする。

(補助対象期間等)

第6条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、初回の補助金の交付の決定を受けた日(以下「当初交付決定日」という。)の属する月から36月を限度とし、各年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 開設オフィスでの事業を開始した日から起算して1年を経過する日(以下「1年経過日」という。)において雇用している常用雇用者のうち、本市に住所を有する者が2人以上いること。
- (2) 1年経過日において前号に規定する条件を満たしていることが分かる資料を1年経過日から30日を経過する日までに市長に提出すること。
- (3) 当初交付決定日から起算して3年を経過する日までの間、開設オフィスを閉鎖し、又は廃止しないこと。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、糸魚川市情報サービス業等支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象期間満了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、糸魚川市情報サービス業等支援補助金実績報告書(様式第2号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前において補助金の交付の決定を受けた者は、その者の補助対象期間において、なお従前の例による。